

別表1 事業内容について

対象地域	対象品目	事業実施主体	事業内容	補助率	事業費
県内全域	全ての農作物	市町村、農協、営農集団 農業法人、認定農業者 等  ※市町村、農協等が事業実施主体の場合は受益戸数3戸以上、営農集団等が事業実施主体の場合は農家戸数3戸以上で組織され、かつ受益戸数3戸以上であること。ただし、知事が別に定める場合を除く。 また、ICTを活用した高性能機器等スマート農業の実現に必要な機械（以下、「先端技術」という。）の導入については、農業法人・認定農業者は1戸以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICTを活用したスマート農業の実践、新規作物の導入、省力化に必要な機械や施設の整備等に対する助成。</li> <li>高品質な農産物を安定的に供給するために必要な機械や施設等の設備に対する助成。</li> </ul>	1/3以内	総事業費（税込） 1,600千円以上

別表2 作物ごとの採択基準、補助対象機械・施設について

作物名	採択基準	補助対象機械・施設
米（新規需要米を含む）、 麦、大豆、そば 等の土地利用 型作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施により、対象品目において事業実施年度の3年後までに販売金額・出荷量・平均収量・平均単価のいずれかにおいて3%の向上、または生産コストの3%削減が見込めること。</li> <li>儲かる産地支援事業実施要領の運用について示されている「特色ある産地づくりプラン」を作成しており、かつ、実現に向けての関係機関、団体の連携体制が整備されていること。</li> <li>地域農業再生協議会が提示する生産数量目標に相当する数値の達成に努めること。</li> <li>生産コストの削減、販売収入の増大など収益力向上に資する取組であること。</li> </ul> <p>（先端技術の導入について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農作業の省力化に資する先端技術を導入する場合は原則、経営規模を拡大する事業実施計画であること。</li> </ul>	<p>(1) 生産・流通コスト削減に資する機械 ・直播機、フレコン計量機、温湯消毒機 等</p> <p>(2) 販売収入増大に資する機械 ・多機能田植機、 コンバイン（原則5条以上） 等</p> <p>(3) 先端技術対象機械 ・土壌センサー搭載型可変施肥田植機、 GPS付き田植機、農業用ドローン、収量コンバイン、トラクター等の自動操舵システム 等</p> <p>※具体的な先端技術については、農水省「スマート農業技術カタログ」を参考とする ※先端技術の導入の場合、導入する機械と先端技術を担う部分が分離できる場合、当該部分のみを対象とする</p>

<p>野菜 (果菜類、 葉茎菜類、 根菜類、 いも類、 地域特産物)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施により、対象品目において事業実施年度の3年後までに販売金額・出荷量・平均収量・平均単価のいずれかにおいて3%の向上、または生産コストの3%削減が見込めること。</li> <li>・機械、施設の導入により野菜栽培における省力化・効率化・高品質化が見込まれること。</li> <li>・機械化体系の導入等により生産性の向上やコスト削減が見込めること。</li> <li>・通い容器の整備については、契約取引等により流通範囲が明確となっており回収が可能であること。</li> <li>・パイプハウスの新設については、原則として新品目及び県オリジナル品種を導入する場合に限る。</li> </ul>	<p>(1) 施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育苗関連機械施設、省エネ設備(外張の多重化・内張の多層化・ヒートポンプ・循環扇・多段式サーモ等)、養液土耕栽培システム、パイプハウス 等</li> </ul> <p>(2) 機械整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・播種機、移植機、防除機(乗用型等)、収穫機、掘取機、うね立て同時部分施肥システム、選別機、包装機、出荷調製機、鮮度保持装置、簡易残留農薬分析機器 等</li> </ul> <p>(3) 先端技術対象機械</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTを活用した環境測定器・制御装置 等</li> </ul> <p>※具体的な先端技術については、農水省「スマート農業技術カタログ」を参考とする</p> <p>※先端技術の導入の場合、導入する機械と先端技術を担う部分が分離できる場合、当該部分のみを対象とする</p>
--	---	--

<p>果樹 (なし、くり、ぶどう、りんご、かき、うめ、その他地域特産果樹)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施により、対象品目において事業実施年度の3年後までに販売金額・出荷量・平均収量・平均単価のいずれかにおいて3%の向上、または生産コストの3%削減が見込めること。ただし、果樹の新改植を伴う場合の目標年度は事業実施から8年後までとする。</li> <li>・当該地区における対象果樹の産地規模が概ね次に掲げる栽培面積の基準以上に達しているか、又は達することが確実であると見込まれること。 りんご 6ha、なし 5ha、くり 4ha、かき 3ha、ぶどう 3ha、うめ 3ha、その他果樹 1ha</li> <li>・農作物被害防止施設を整備する場合は、市町村は当該事業費の1/6以上を助成すること。</li> <li>・多目的防災網を整備する場合は園芸施設共済あるいは収入保険制度に加入すること。</li> <li>・多目的防災網施設の高度化転換を実施する場合は、事業実施前年度までに当該園地の1/2以上で改植を行い、当該年度に収穫が見込まれること。または事業を実施しようとする前年度の収穫終了後から事業実施年度の3年後までに当該園地の1/2以上で改植を行うこと。</li> <li>・パイプハウスの新設については、原則として新品目あるいは県オリジナル品種を導入する場合に限る。</li> <li>・なし「恵水」の新改植に必要な機械については、当該地区における果樹産地構造改革計画に、「恵水」の普及拡大目標が定められており、かつ、その目標達成のために必要な場合に限る。</li> <li>・産地計画を策定していないため、果樹経営支援対策事業が活用できず、本事業を活用する場合は、事業利用当年度末までに産地計画を作成すること。</li> <li>・果樹収穫機、花粉採取・人工交配に必要な機械の整備については、総事業費(税込)1,600千円以上の条件は適用しないものとする。</li> </ul>	<p>(1) 施設整備 農作物被害防止施設、雨よけ栽培施設※1、パイプハウス、果樹棚※2、大苗育苗施設、有機物供給施設、耕土改良用機械、低温貯蔵施設等の果実の貯蔵性を高める施設、くん蒸庫※3 等</p> <p>※1 ぶどうの雨よけ栽培施設の整備については、欧州系品種が植栽されている、または事業実施翌年度に植栽する圃場を対象とする。</p> <p>※2 なし棚の整備・補修については、圃場内に「恵水」あるいは樹体ジョイント仕立て用の苗木を事業実施翌年度までに植栽すること。</p> <p>※3 くん蒸庫の整備については、一般社団法人日本くん蒸技術協会が求める能力を有したくん蒸庫であり、初めての使用に当たっては十分な説明を受けること。</p> <p>(2) 機械整備 果実消毒機等のヨウ化メチル代替技術に該当する機械、ボンベタイプのヨウ化メチルくん蒸剤使用に必要な機械、光センサー糖度計等の選果の精度を高める機械、土壌消毒機(温水消毒機等)、なし「恵水」の新改植に必要な機械、果実収穫機、花粉採取・人工交配等に必要な機械等</p> <p>(3) 先端技術対象機械 圃場管理のための ICT 機器や新規就農者等の技術習得のための ICT 機器、アシストスーツ等の労力を軽減する機械、ジョイント栽培専用棚 等</p> <p>※先端技術の導入の場合、導入する機械と先端技術を担う部分が分離できる場合、当該部分のみを対象とする</p>
<p>花き</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施により、対象品目において事業実施年度の3年後までに販売金額・出荷量・平均収量・平均単価のいずれかにおいて3%の向上、または生産コストの3%削減が見込めること。</li> <li>・当該地区における対象花きの産地規模が概ね次に掲げる栽培面積の基準以上であること。 露地栽培の花き 5ha 施設栽培の花き 1ha</li> </ul>	<p>(1) 施設整備 露地電照施設、予冷库、プールベンチ、養液土耕システム、ヒートポンプ、外張の多重化、内張の多層化、循環扇、促成処理施設、パイプハウス、その他付帯施</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>パイプハウスの新設については、原則として新品目及び県オリジナル品種を導入する場合に限る。</li> </ul>	<p>設 等</p> <p>(2)機械整備 播種機、定植機、防除機、結束機、選別機、 土壌消毒機、乗用型除草機、芝刈り機 等</p> <p>(3) 先端技術対象機械 ICTを活用した環境測定器、環境制御装置等 ※先端技術の導入の場合、導入する機械と 先端技術を担う部分が分離できる場合、 当該部分のみを対象とする</p>
<p>特用作物 (葉たばこ、 茶、その他特 用作物)</p>	<p>(葉たばこ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受益農業者が概ね3戸以上であること。 ただし、ICTを活用したスマート農業の実践、新品種の導入に係る機械や施設等の整備に限り、農業法人・認定農業者は1戸から対象とすることができる。</li> <li>事業実施により、対象品目において事業実施年度の3年後までに販売金額・出荷量・平均収量・平均単価のいずれかにおいて3%の向上、または生産コストの3%削減が見込めること。</li> </ul> <hr/> <p>(茶)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受益面積が概ね2ha以上(防霜施設整備については概ね50a以上)で、事業が効果的に実施できるようほ場が集団化されていること、または集団化されることが確実と見込まれること。ただし、ICTを活用したスマート農業の実践、抹茶生産や有機栽培のための機械や施設等の整備に限り、農業法人・認定農業者は1戸から対象とすることができ、この場合、産地規模は適用しない。</li> <li>事業実施により、対象品目において事業実施年度の3年後までに販売金額・出荷量・平均収量・平均単価のいずれかにおいて3%の向上、または生産コストの3%削減が見込めること。</li> </ul> <hr/> <p>(その他特用作物)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受益面積が概ね1ha以上で、事業が効果的に実施できるようほ場が集団化されていること、または集団化されることが確実と見込まれること。ただし、ICTを活用したスマート農業の実践、新品種及び新規作物の導入に係る機械や施設等の整備に限り、農業法人・認定農業者は1戸から対象とすることができ、この場合、産地規模は適用しない。</li> <li>事業実施により、対象品目において事業実施年度の3年後までに販売金額・出荷量・平均収量・平均単価のいずれかにおいて3%の向上、または生産コストの3%削減が見込めること。</li> </ul>	<p>(1)施設整備 防霜施設(防霜ファン、スプリンクラー等) 乾燥施設 等</p> <p>(2)機械整備 稲ワラ収束機、堆肥混合機、 蒸し器、粗揉機、乾燥機、異物除去機 等</p> <p>(3)先端技術対象機械</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>茶園クリーナー等、有機栽培に関するもの</li> <li>乗用型自動被覆機等、抹茶(碾茶)生産に関するもの</li> <li>ICTを活用した環境制御装置等、スマート農業の実践に関するもの</li> <li>農業用アシストスーツ 等</li> </ul> <p>※先端技術の導入の場合、導入する機械と先端技術を担う部分が分離できる場合、当該部分のみを対象とする</p>

別表3 事業内容について（高品質メロン創出及び輸出拡大関連）

対象地域	対象品目	事業実施主体等	事業内容	補助率	備考
県内全域	メロン類	農協、営農集団、農業法人 等  ※事業実施主体は、農家戸数3戸以上で組織された団体であり、かつ受益戸数が1戸以上であること。 農業法人は、1戸以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高品質ツル付き「イバラキング」の栽培に必要な施設や機械の整備等に対する助成。</li> <li>・輸出向けメロンの品質安定化に向けた施設の高度化に対する助成。</li> </ul>	1/2以内	施設は1棟あたり 上限700千円  機械は1台あたり 上限500千円

別表4 事業内容ごとの採択基準、補助対象機械・施設について（高品質メロン創出及び輸出拡大関連）

内容	採択基準	補助対象機械・施設
高品質メロン創出	以下の全ての基準を満たすものとする。 ・高品質ツル付き「イバラキング」の栽培に取り組むこと。 ・当該事業により生産したメロンの都内高級店（百貨店、果実専門店）等での試験販売に取り組むこと。  <b>【成果目標】</b> 事業実施により、都内高級店（百貨店、果実専門店等）等への販路を1ルート以上開拓すること。	(1) 施設整備 ・パイプハウス  (2) 機械整備 ・非破壊糖度計
輸出向けメロンの品質安定化に向けた施設の高度化	以下の全ての基準を満たすものとする。 ・メロンのトンネル栽培からパイプハウス栽培に切り替えること。 ・過去3年間において輸出実績があり、安定的な輸出ルートが確保されていること。 ・生産した果実の試験輸出に取り組むこと。  <b>【成果目標】</b> 事業実施により、輸出販路を1ルート以上開拓すること。	(1) 施設整備 ・パイプハウス

別表5 事業内容について（有機農業）

対象地域	対象品目	事業実施主体等	事業内容	補助率	備考
県内全域	有機農産物	<p>1 市町村協議会、農協、営農集団等の農業団体及び農業法人、農業者等とし、以下の（1）～（3）のいずれかに該当するものとする。</p> <p>なお、市町村協議会、農協、営農集団等が事業実施主体の場合は、構成員における農家戸数が3戸以上であること。ただし、知事が別に定める場合を除く。</p> <p>（1）現在、営農の一部若しくは全部において有機 JAS 認証を取得して有機農業を実践しており、有機 JAS 認証ほ場の拡大、または有機 JAS 認証農産物の生産の拡大を実践する者。</p> <p>（2）現在、営農の一部若しくは全部において有機農業に取り組んでおり、新たに本年度中に有機 JAS 認証を取得し、有機 JAS 認証ほ場の拡大、または有機 JAS 認証農産物の生産の拡大を実践する者。</p> <p>（3）今年度から、新たに有機農業に取り組み、有機 JAS 認証取得に必要なほ場条件に応じた転換期間（有機的な管理開始後2年が経過等）を経て、当該認証を取得し有機 JAS 認証農産物の販売を予定する者。</p> <p>2 第1項に定めるもののほか、以下の要件を全て満たすものとする。</p> <p>（1）事業実施主体又は事業実施主体を構成する者（以下「事業実施主体等」という。）は、原則、青色申告をしていること。</p> <p>（2）事業実施主体等の生産する有機農業の対象品目は、以下の農作物とする。</p> <p>米、麦、大豆、そば等の土地利用型作物、野菜（果菜類、葉菜類、根菜類、いも類、地域特産物）、果樹（なし、くり、ぶどう、りんご、かき、うめ、その他地域特産果樹）、特用産物（茶、その他特用産物）</p> <p>（3）事業実施主体等は、県の「いばらきオーガニック推進サブネットワーク」に参加するとともに、県が実施する有機農業実態調査に協力すること。</p>	<p>・有機農産物の生産規模、供給力拡大につながる農業機械や資材・施設等を導入利用する取り組みを支援する。</p>	<p>本体価格の1/2以内</p>	<p>本体価格（税抜）が10万円以上の農業機械等</p>

別表6 採択基準、補助対象農業機械、資材等について

採択基準	補助対象農業機械・施設等	その他留意事項等
<p>(1) 事業内容に応じた事業実施計画について、別表7に定める取組目標をもとに成果目標に係るポイントを算定することとする。</p> <p>(2) 事業実施計画の採択に当たっては、本要領に照らして適正であること及び効果的・効率的な事業実施の確保について審査を行い、合計ポイント（成果目標に係るポイント及び加算ポイントの合計）の高い順（同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、要望額の小さい順）に、予算の範囲内において、ポイントが上位の事業実施計画から順に審査を行い、採択するものとする。なお、予算の残額が事業実施計画における要望額に満たない場合は、補助額を減じて採択することができる。</p> <p>(3) 別表5の事業実施主体のうち、(1)及び(2)においては、事業実施により有機JAS認証取得面積、有機JAS認証農産物の販売金額、出荷量、平均収量、平均単価のいずれかにおいて、5%以上の向上が見込めること。なお、有機JAS認証面積以外の項目を選択した場合については、目標年次までに下限は設けずに同面積を向上させることを条件とする。</p> <p>(4) 別表5の事業実施主体のうち、(1)～(3)においては、目標年次における有機JAS認証取得面積が30a以上となること。</p> <p>(5) 別表5の事業実施主体のうち、(2)の事業実施主体においては、原則事業実施年度、(3)の事業実施主体においては、原則事業の翌々年度までに有機JAS認証を取得すること。</p>	<p>生産、出荷調製に係る機械等で、導入により、生産性または供給力の向上を図ることができるもの。</p> <p>例) 播種機、移植機、管理機（乗用型等）、除草機、収穫機、掘り取り機、選別機、包装機、出荷調製機、トラクター、パイプハウス資材、堆肥盤等ストックヤード等</p>	<p>(1) 本体価格が10万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む）であること。</p> <p>(2) パイプハウスの導入及び堆肥盤等ストックヤード設置にあたっては、導入後のパイプハウス及び堆肥盤等ストックヤードは風速36m/sに耐えることができる強度を有すること。なお、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう、国の共済制度（加入できない場合においては、民間の建物共済や損害賠償保険等（天災等に対する補償を必須とする））に加入すること。また、作付けに当たっては有機JAS認証を取得すること。</p> <p>(3) 所有機械の更新ではないこと。</p> <p>(4) 補助対象とする機械等は原則、新品であること。なお、既存の機械等の有効利用の観点からみて適当と認められる場合は、中古の機械等を対象とすることができる。ただし、法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が2年以上であるものとする。</p> <p>(5) 利用期間は、法定耐用年数以上とする。</p> <p>(6) 機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業用機械等の希望小売価格を確認するとともに、事業実施主体において、一般競争入札等の実施又は複数の業者（原則3者以上とする。）から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。</p> <p>(7) 機械の導入規模等については、有機JAS認証取得面積（予定含む）をもとに、規模決定根拠または費用対効果分析等を示し、その妥当性を示すものとする。なお、茨城県特定高性能農業機械導入指針の基準は適用しないものとする。</p> <p>(8) 事業実施主体が、補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合には、法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮する。</p> <p>(9) 農業用機械施設補助の整理合理化の基準の対象外とする。</p> <p>(10) 機械・資材等事業で導入したものには、事業実施年度及び事業名等を明記するものとする。</p> <p>(11) 堆肥盤等ストックヤードの導入にあたっては、設置に必要な経費（付帯設備含む）も補助対象とする。</p>

別表7 有機に係る事業実施計画に対する評価の基準

項目	評価項目及び配点基準	備考
面積拡大 (水稻、麦大豆、雑穀)	目標年度における有機 JAS 認証取得面積 a 10ha 以上 7 b 7ha 以上 5 c 5ha 以上 3 d 1ha 以上 2 e 0.3ha 以上 1 f 0.3ha 未満 不選定	主たる経営面積について選択する。
面積拡大 (いも類、野菜類等)	目標年度における有機 JAS 認証取得面積 a 5ha 以上 7 b 3ha 以上 5 c 1ha 以上 3 d 0.3ha 以上 1 e 0.3ha 未満 不選定	
経営面積に占める有機 JAS 認証取得率	事業実施計画に記載した経営面積に占める目標年次の有機 JAS 認証取得面積の割合 a 100%以上 10 b 70%以上 7 c 50%以上 5 d 30%以上 2 e 30%まで 1 f 0% 不選定	
現状からの有機 JAS 認証取得面積の伸び率	事業実施計画に記載した有機 JAS 認証取得面積の現状値から目標年次までの伸び率 a 30ポイント以上 3 b 10ポイント以上 2 c 5ポイント以上 1	

		d 5ポイント未満 0	
		f 0ポイント 不選定	
みどりの食料システム法に基づく計画認定		a 有 3 (事業実施年度に認定を受ける見込みがある場合を含む)	
		b 無 0	
農業経営基盤強化促進法に基づく認定 または地域計画に位置付けられた農業者		a 有 2	市町村協議会、農協、営農集団等の農業団体が事業実施主体の場合は、当該農業者が過半を占めること。
		b 無 不選定	
儲かる産地支援事業（有機枠：R4 いばらきオーガニック生産拡大加速化事業も含む）の事業活用		a 初めて 3	
		b 2回目以上 0	
拡大性	目標項目のいずれかにおける目標年次までの拡大		
		a 20ポイント以上 5	
		b 10ポイント以上 3	
		c 5ポイント以上 0	
		d 5ポイント未満 不選定	
実現性	事業導入による成果目標の実現性について		
		a 実現性が大いに高い 5	
		b 実現性が高い 3	
		c 実現性がやや低い 0	
		d 実現性が低い 不選定	
先進性	取組内容が地域に例をみない先進的かつモデル的な取組となっており、将来的な波及効果が期待できるか		
	地域農業や地域経済への将来的な波及について		
		a 波及効果が期待できる 3	
		b 波及効果が期待できない 不選定	